

温泉分析書 別表

1. 源泉名 有限会社元湯甲子温泉 1 号源泉
2. 源泉所在地 福島県西白河郡西郷村大字鶴生字甲子山 1-3
3. 温泉分析申請者 有限会社 元湯甲子温泉 代表取締役 草野 好夫
4. 泉 質 カルシウム・ナトリウム-硫酸塩温泉（低張性弱アルカリ性高温泉）
5. 療養泉分類の泉質に基づく禁忌症、適応症等は次のとおりである。
 - (1) 浴用の禁忌症
一般的禁忌症 急性疾患（特に熱のある場合）、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中（とくに初期と末期）
 - (2) 浴用の適応症
一般的適応症 神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進

泉質別適応症 動脈硬化症、切り傷、やけど、慢性皮膚病
 - (3) 浴用上の注意事項
 - ア. 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を 1 日当たり 1 回程度とすること。
その後は 1 日当たり 2 回ないし 3 回までとすること。
 - イ. 温泉療養のための必要期間は、おおむね 2 ないし 3 週間を適当とすること。
 - ウ. 温泉療養開始後おおむね 3 日ないし 1 週間前後に湯あたり（湯さわり又は浴場反応）が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
 - エ. 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
 - ・ 入浴時間は入浴温度により異なるが、初めは 3 分ないし 10 分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
 - ・ 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 - ・ 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない（湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい）。
 - ・ 入浴後は湯冷めに注意して一定期間の安静を守る。
 - ・ 次の疾患については、原則として高温浴（42℃以上）を禁忌とする。
高度の動脈硬化症、高血圧症、心臓病
 - ・ 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。
 - ・ 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
 - ・ 飲酒しての入浴は特に注意する。

（注 1）この別表は、温泉法第 18 条による掲示に必要な参考資料となるものである。

平成 26 年 3 月 26 日
登録番号 福島第 3 号
福島県郡山市喜久田町卸一丁目 104 番地 1
株式会社新環境分析センター
福島県分析センター
センター長 薄井 孝之

